

5 経営 第942号
令和5年7月3日

山口県農林水産部長 殿

農林水産省経営局保険課長
保険監理官

令和5年6月29日からの大雨による災害に伴う農業保険の対応について

令和5年6月29日からの大雨による災害の影響により、全国に被害が発生しております。

特に、令和5年6月29日からの大雨による災害にかかる災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた市町村をその区域に含む農業共済組合（以下「組合」という。）では、農業保険の実施に当たり、加入者の保険料等や共済掛金の払込みの遅延、現地における損害評価の制約等が懸念されます。

このため、被災組合員等の復旧に向けた努力等に対して最大限の支援を行う観点から、下記のとおり、農業保険の保険料等及び共済掛金の払込期限の延長等の措置を実施することとしたので、貴県にあっては、農業共済事業の適正かつ円滑な実施体制の確保に向けて、組合への指導方よろしくお願いいたします。

なお、収入保険の保険料等の払込期限の延長については、別紙により全国連合会に対して通知していますので、御了知ください。

記

1 農業保険の払込期限等の延長について

(1) 収入保険の保険料等の納付期限の延長

全国農業共済組合連合会は、令和5年6月29日からの大雨による災害にかかる災害救助法の適用を受けた市町村に住所を有している加入者及び加入予定者に係る収入保険の保険料、積立金及び付加保険料（事務費）の納付期限を、当分の間、保険期間の開始する日から起算して11か月を経過する日を限度に延長することを検討してください。

(2) 共済掛金の払込期限等の延長

① 農作物共済、果樹共済及び畑作物共済

組合は、令和5年6月30日から令和5年9月30日までに共済掛金の払込期限が発生する農作物共済、果樹共済及び畑作物共済の共済関係（令和5年6月29日からの大雨による災害にかかる災害救助法の適用を受けた市町村に住所を有している組合員との共済関係に限る。）について、事業規程に定める払込期限よりも共済掛金の払込みが遅延したとしても、「農業共済組合模範事業規程例の基準」（平成16年1月9日付け15経営第5367号農林水産事務次官依命通知）第44条、第108条又は第131条の正当な理由に該当するため、共済関係の解除とはしないという取扱いとしてください。

また、共済掛金を分納している組合員については、事業規程に定める払込期限よりも2回目の払込みが遅延したとしても、農業保険法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）第132条第1項第4号の正当な理由に該当するため、共済金支払いの免責とはしないという取扱いとしてください。

なお、このような取扱いとするのは、令和5年9月30日までとしてください。

② 家畜共済及び園芸施設共済

組合は、令和5年6月29日からの大雨による災害にかかる災害救助法の適用を受けた市町村に住所を有している組合員の家畜共済の共済掛金の払込期限若しくは支払猶予期間又は園芸施設共済の共済掛金の払込期限について、令和5年6月30日から令和5年9月30日までに満了する場合には、理事会の決定により、当該期限等をそれぞれ令和5年9月30日まで延長することとしてください。

また、家畜共済のうち死亡廃用共済における共済金額の増額（期末調整により生じ

る共済金額の増額を含む。)に伴い共済掛金が増額された組合員の共済掛金の追加払及び園芸施設共済における被覆期間の変更に伴い共済掛金が増額された組合員の共済掛金の追加払が事業規程に定める払込期限よりも遅延したとしても、法第132条第1項第4号の正当な理由に該当するため、共済金支払の免責とはしないという取扱いとしてください。

③ 任意共済

組合は、任意共済に係る共済掛金の払込み及び継続加入手続について、令和5年6月29日からの大雨による災害にかかる災害救助法の適用を受けた市町村に住所を有している組合員を対象に、猶予期間を設ける等適宜の措置を講ずることとしてください。

④ 共済掛金の払込期限等の延長期間中における事故の取扱い

①から③までの措置により、共済掛金の払込期限等を延長した組合員について、その延長期間中に生じた事故については、当該組合員の申出により、共済掛金の払込み前であっても、共済金を支払うことができるものとします。

この場合において、組合は当該組合員に対し、当該組合員が共済掛金を払込期限等の延長期間中に払い込まなかった場合には、先に支払われた共済金を返還することについて書面による合意を得ることを条件とします。

2 共済金の迅速かつ確実な支払に向けた損害評価等について

(1) 組合員が被災したことにより被害申告等ができない場合の取扱い

今回の大雨で被災したことより、組合員が組合に適期に被害申告(法第130条の規定による通知をいう。以下同じ。)等を行うことが困難な場合が想定されるところです。このため、組合は見回り調査、関係機関との連携等により被害の実態把握に努め、共済金の支払対象と見込まれる被害の発生を確認した場合には、組合員に被害申告等を行うよう呼びかけるとともに、組合員が被災したことにより連絡が取れない場合等であっても、適切な時期に損害評価を行い、組合員に早期に共済金が支払われるようにしてください。

その際、組合員から被害申告等がなかったことについて、今回の大雨で被災したこと等正当な理由があると認められる場合には、法第132条第1項第3号の通知を怠ったものには該当しないので、免責とはしないという取扱いとしてください。

(2) 組合の行う現地評価等の取扱い

① 組合の現地評価

組合は、交通の遮断等により現地評価を行うことができない場合には、原則、交通の遮断等が解消された後に現地評価を行うものとします。

② 家畜の死産事故に係る現地確認等

ア 死産事故発生の通知を受けた場合、現地において損害確認（廃用認定を含む。）を行うことができないときは、まず、組合員からの電話等による聞き取りにより確認を行うものとし、死亡事故については、現地確認が可能となった後に、現地において聞き取りを行うとともに、家畜の死体、埋却場所又は当該家畜が化製された場合はその事実を証明する関係書類等を確認することで差し支えありません。また、廃用事故については、廃用認定を待たずに当該家畜が死亡した場合には、死亡事故と同様に取り扱うことで差し支えありません。

なお、組合員には可能な限り死亡家畜の写真撮影を行うことを依頼してください。

イ 今回の大雨により家畜が行方不明となったことが認められる場合には、警察の盗難被害届の証明書又は遺失物届の証明書の提出があったものとして廃用認定して差し支えありません。この場合、行方不明の事実が明らかとなった日は、その原因となる災害の発生日とします。また、見回り調査等により共済金の支払対象と見込まれる家畜の死亡事故について、大雨が原因であることが明らかであることを確認した場合には、獣医師の診断書は必要ないものとします。

ウ なお、今回の大雨を原因として、施設の停電、断水、飼料の流通が滞ったこと等により、損害防止に努めたにもかかわらず家畜が死亡した場合は、特定事故である自然災害による死亡に該当するものとします。

(3) 損害防止の義務等の取扱い

組合員が通常すべき管理その他損害防止について、今回の大雨で組合員が被災したこと又は生産資材が入手できなかったこと等によって適切に実施できなかったと認められる場合には、法第132条第1項第1号の損害防止の義務を怠ったものには該当しないので、免責とはしないという取扱いとさせていただきます。

(4) 共済金の仮渡し

今回の大雨により、現地における損害評価が実施できない、損害の認定時期が遅い等のために共済金を早期に支払うことができない場合には、仮渡しを検討し、特段の支障がない限り実施するものとします。

なお、耕地や施設が被害を受け、収穫が見込まれないこと又は施設が全損していることが衛星写真その他客観的資料等から明らかなきには、当該資料等に基づき仮渡しに係る損害額を評価することとしてください。

3 損害評価会の議決の実施について

今回の大雨により、委員の参集による損害評価会の開催が困難な場合には、必要に応じて損害評価会運営規則を以下のように改定し、損害評価会の議決を書面及び電磁的方法（法第23条第2項に規定する電磁的方法をいう。）により行うことができることとしてください。

附 則

- 1 令和5年6月30日以後の損害評価会の運営については、令和5年度末までの間は、委員は、評価会においてあらかじめ通知のあった事項につき、書面をもって議決権を行使することができる。
- 2 委員は、前項に規定する書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法（農業保険法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）第23条第2項に規定する電磁的方法をいう。第4項において同じ。）により行うことができる。
- 3 前2項の規定により議決権を行う者は、これを出席者とみなす。
- 4 第1項及び第2項の規定により書面又は電磁的方法により議決権を行使する委員は、あらかじめ通知のあった事項につき、書面又は電磁的記録（法第53条第4項に規定する電磁的記録をいう。）にそれぞれ賛否を記入し、又は記録してこれに署名又は電子署名の上、評価会の前日までに当組合に提出し、又は提供しなければならない。

4 加入申請手続の柔軟な対応

今回の大雨の影響により、農業保険の加入推進のための農業者への個別訪問が困難な場合、農業保険への加入意思のある農業者の農業保険に係る加入申請書類の作成等に時間を要すると考えられます。このため、電話等による農業保険への加入の申出をもって農業保険の加入の申込みがあったものとして取り扱うこととし、加入申請書類

の提出等については柔軟な対応を検討してください。

5 経営 第 942 号

令和 5 年 7 月 3 日

全国農業共済組合連合会会長理事 殿

農林水産省経営局保険課長

保険監理官

令和 5 年 6 月 29 日からの大雨による災害に伴う農業保険の対応について

令和 5 年 6 月 29 日からの大雨による災害の影響により、全国に被害が発生しております。

特に、令和 5 年 6 月 29 日からの大雨による災害にかかる災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を受けた市町村をその区域に含む農業共済組合（以下「組合」という。）では、農業保険の実施に当たり、加入者の保険料等や共済掛金の払込みの遅延、現地における損害評価の制約等が懸念されます。

このため、被災組合員等の復旧に向けた努力等に対して最大限の支援を行う観点から、下記のとおり、農業保険の保険料等及び共済掛金の払込期限の延長等の措置を実施することとしたので、貴会にあっては、収入保険について、対応をよろしくお願いいたします。

なお、農業共済に係る共済金の払込期限の延長については、別紙により山口県農林水産部長に対して通知していますので、御了知ください。

記

1 農業保険の払込期限等の延長について

(1) 収入保険の保険料等の納付期限の延長

全国農業共済組合連合会は、令和5年6月29日からの大雨による災害にかかる災害救助法の適用を受けた市町村に住所を有している加入者及び加入予定者に係る収入保険の保険料、積立金及び付加保険料（事務費）の納付期限を、当分の間、保険期間の開始する日から起算して11か月を経過する日を限度に延長することを検討してください。

(2) 共済掛金の払込期限等の延長

① 農作物共済、果樹共済及び畑作物共済

組合は、令和5年6月30日から令和5年9月30日までに共済掛金の払込期限が発生する農作物共済、果樹共済及び畑作物共済の共済関係（令和5年6月29日からの大雨による災害にかかる災害救助法の適用を受けた市町村に住所を有している組合員との共済関係に限る。）について、事業規程に定める払込期限よりも共済掛金の払込みが遅延したとしても、「農業共済組合模範事業規程例の基準」（平成16年1月9日付け15経営第5367号農林水産事務次官依命通知）第44条、第108条又は第131条の正当な理由に該当するため、共済関係の解除とはしないという取扱いとしてください。

また、共済掛金を分納している組合員については、事業規程に定める払込期限よりも2回目の払込みが遅延したとしても、農業保険法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）第132条第1項第4号の正当な理由に該当するため、共済金支払いの免責とはしないという取扱いとしてください。

なお、このような取扱いとするのは、令和5年9月30日までとしてください。

② 家畜共済及び園芸施設共済

組合は、令和5年6月29日からの大雨による災害にかかる災害救助法の適用を受けた市町村に住所を有している組合員の家畜共済の共済掛金の払込期限若しくは支払猶予期間又は園芸施設共済の共済掛金の払込期限について、令和5年6月30日から令和5年9月30日までに満了する場合には、理事会の決定により、当該期限等をそれぞれ令和5年9月30日まで延長することとしてください。

また、家畜共済のうち死亡廃用共済における共済金額の増額（期末調整により生じ

る共済金額の増額を含む。)に伴い共済掛金が増額された組合員の共済掛金の追加払及び園芸施設共済における被覆期間の変更に伴い共済掛金が増額された組合員の共済掛金の追加払が事業規程に定める払込期限よりも遅延したとしても、法第132条第1項第4号の正当な理由に該当するため、共済金支払の免責とはしないという取扱いとしてください。

③ 任意共済

組合は、任意共済に係る共済掛金の払込み及び継続加入手続について、令和5年6月29日からの大雨による災害にかかる災害救助法の適用を受けた市町村に住所を有している組合員を対象に、猶予期間を設ける等適宜の措置を講ずることとしてください。

④ 共済掛金の払込期限等の延長期間中における事故の取扱い

①から③までの措置により、共済掛金の払込期限等を延長した組合員について、その延長期間中に生じた事故については、当該組合員の申出により、共済掛金の払込み前であっても、共済金を支払うことができるものとします。

この場合において、組合は当該組合員に対し、当該組合員が共済掛金を払込期限等の延長期間中に払い込まなかった場合には、先に支払われた共済金を返還することについて書面による合意を得ることを条件とします。

2 共済金の迅速かつ確実な支払に向けた損害評価等について

(1) 組合員が被災したことにより被害申告等ができない場合の取扱い

今回の大雨で被災したことより、組合員が組合に適期に被害申告(法第130条の規定による通知をいう。以下同じ。)等を行うことが困難な場合が想定されるところです。このため、組合は見回り調査、関係機関との連携等により被害の実態把握に努め、共済金の支払対象と見込まれる被害の発生を確認した場合には、組合員に被害申告等を行うよう呼びかけるとともに、組合員が被災したことにより連絡が取れない場合等であっても、適切な時期に損害評価を行い、組合員に早期に共済金が支払われるようにしてください。

その際、組合員から被害申告等がなかったことについて、今回の大雨で被災したこと等正当な理由があると認められる場合には、法第132条第1項第3号の通知を怠ったものには該当しないので、免責とはしないという取扱いとしてください。

(2) 組合の行う現地評価等の取扱い

① 組合の現地評価

組合は、交通の遮断等により現地評価を行うことができない場合には、原則、交通の遮断等が解消された後に現地評価を行うものとします。

② 家畜の死産事故に係る現地確認等

ア 死産事故発生のお知らせを受けた場合、現地において損害確認（廃用認定を含む。）を行うことができないときは、まず、組合員からの電話等による聞き取りにより確認を行うものとし、死亡事故については、現地確認が可能となった後に、現地において聞き取りを行うとともに、家畜の死体、埋却場所又は当該家畜が化製された場合はその事実を証明する関係書類等を確認することで差し支えありません。また、廃用事故については、廃用認定を待たずに当該家畜が死亡した場合には、死亡事故と同様に取り扱うことで差し支えありません。

なお、組合員には可能な限り死亡家畜の写真撮影を行うことを依頼してください。

イ 今回の大雨により家畜が行方不明となったことが認められる場合には、警察の盗難被害届の証明書又は遺失物届の証明書の提出があったものとして廃用認定して差し支えありません。この場合、行方不明の事実が明らかとなった日は、その原因となる災害の発生日とします。また、見回り調査等により共済金の支払対象と見込まれる家畜の死亡事故について、大雨が原因であることが明らかであることを確認した場合には、獣医師の診断書は必要ないものとします。

ウ なお、今回の大雨を原因として、施設の停電、断水、飼料の流通が滞ったこと等により、損害防止に努めたにもかかわらず家畜が死亡した場合は、特定事故である自然災害による死亡に該当するものとします。

(3) 損害防止の義務等の取扱い

組合員が通常すべき管理その他損害防止について、今回の大雨で組合員が被災したこと又は生産資材が入手できなかったこと等によって適切に実施できなかったと認められる場合には、法第132条第1項第1号の損害防止の義務を怠ったものには該当しないので、免責とはしないという取扱いとさせていただきます。

(4) 共済金の仮渡し

今回の大雨により、現地における損害評価が実施できない、損害の認定時期が遅い等のために共済金を早期に支払うことができない場合には、仮渡しを検討し、特段の支障がない限り実施するものとします。

なお、耕地や施設が被害を受け、収穫が見込まれないこと又は施設が全損していることが衛星写真その他客観的資料等から明らかなきには、当該資料等に基づき仮渡しに係る損害額を評価することとしてください。

3 損害評価会の議決の実施について

今回の大雨により、委員の参集による損害評価会の開催が困難な場合には、必要に応じて損害評価会運営規則を以下のように改定し、損害評価会の議決を書面及び電磁的方法（法第23条第2項に規定する電磁的方法をいう。）により行うことができることとしてください。

附 則

- 1 令和5年6月30日以後の損害評価会の運営については、令和5年度末までの間は、委員は、評価会においてあらかじめ通知のあった事項につき、書面をもって議決権を行使することができる。
- 2 委員は、前項に規定する書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法（農業保険法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）第23条第2項に規定する電磁的方法をいう。第4項において同じ。）により行うことができる。
- 3 前2項の規定により議決権を行う者は、これを出席者とみなす。
- 4 第1項及び第2項の規定により書面又は電磁的方法により議決権を行使する委員は、あらかじめ通知のあった事項につき、書面又は電磁的記録（法第53条第4項に規定する電磁的記録をいう。）にそれぞれ賛否を記入し、又は記録してこれに署名又は電子署名の上、評価会の前日までに当組合に提出し、又は提供しなければならない。

4 加入申請手続の柔軟な対応

今回の大雨の影響により、農業保険の加入推進のための農業者への個別訪問が困難な場合、農業保険への加入意思のある農業者の農業保険に係る加入申請書類の作成等に時間を要すると考えられます。このため、電話等による農業保険への加入の申出をもって農業保険の加入の申込みがあったものとして取り扱うこととし、加入申請書類

の提出等については柔軟な対応を検討してください。